

1 危険な作業を元請に指示され承諾して事故が起きたら、下請が法令違反の罪になる。

4
ページ

●事故が起こると現場の代表者だけでなく経営者にも責任が及ぶ。●直接作業に手を下していない元請が責任を問われないことはあっても下請が責任を負わずに済むことはあり得ない。●指示された作業が危険だと思ったらやりたくないという意思をはっきり示すこと。

2 職長は事業者の代行であり、個々の作業を監督する作業主任者とは立場が違う。

5
ページ

●作業主任者は常に作業を見ている人でなければならない。●労働基準監督官は多すぎる書類にうんざりしている。●とにかく書類を作っておけばいいという意識では安全管理の本質を見失う。●これから入ってくる業者が加わっていない安全協議会は無意味。

3 その日の作業に不要な情報が掲示板に書かれていたら安全管理の意識が低いと見られる。

6
ページ

●現場査察で監督官は掲示板に注目する。●作業主任者の名前を書くのは現場に周知させるため。●日々の変化に合わせた掲示でなくては焦点がぼけてしまい、安全意識が高まりにくい。●何でもかんでも表示してあると何を伝えたいのか曖昧になる。●表示するからには1つの目的に限定して明確に。

4 「安全帯は必要なとき、必要な人にだけ」が基本。着装の意味を再認識する。

8
ページ

●高所でも地上でも安全帯を付けて作業していると適切な着装がおろそかになる。●必要なときだけ安全帯を付けるようにすれば、これから危険な場所で作業するのだという緊張感が生まれる。●KY活動はすべての作業に目を配ってこそ効果が出てくる。●口で言うより重機事故の動画を活用。

5 クレーン機能付きバックホウで物を吊るには、クレーン運転の資格も必要。

9
ページ

●重機災害では労働基準監督署は過失の有無ではなく、資格を持っていない人が運転していた場合、その責任を問う。●重機の年次点検はきちんとチェック。不具合が直っているとは限らない。●監督官は重機の用途外使用に厳しい目を向ける。●査察は安全管理について教わるチャンス。

労働基準監督官的アングルで見た

工事現場の安全を確保し 作業員と会社を守る

対処法

Special
Report

元・横浜南労働基準監督署署長
社会保険労務士
片寄茂夫

ワンダーベル合同会社
建設コンサルティング&教育役
中村秀樹

現場は安全第一。言わずもがなのことだが、労働安全衛生法に照らし合わせると、ピント外れな安全管理をしている会社が多い。無意味なこと、間違ったことをしていたと元労働基準監督官は指摘する。重要なのは法律を正しく理解し、なぜそう定められているのかをよく認識することだ。それが作業員を守り、会社の損失を食い止めることにつながる。



危険な作業を元請に指示され 承諾して事故が起きたら、 下請が法令違反の罪になる。

○×クイズです。①現場の人間が安全を軽視して作業したために事故が起こった場合、会社の法的責任はない。②元請に言われたとおり作業していても、もし事故が起こっても下請が罪に問われることはない。

どの建設会社も安全第一を心がけていることでしょう。では、残念ながら事故が起こったとき、その法的責任がどうなるのか、明確に認識しているでしょうか。労働安全衛生法は主語が「事業者」となっています。「事業者

は……してはならない」「事業者は……しなければならぬ」という表現になっているのです。事業者が会社である場合、組織が作業を行うということは現場の代表者が罰せられることになりません。

ただし、同法第122条で「違反行為をしたときは行為者を罰するほか、その法人または人に対して各本条の罰金刑を科す」とされています。これを両

罰規定といい、現場を指揮管理する権限を持った人を雇用している事業者、つまり経営者にも法的責任が及ぶのです。

きちんとした安全対策を講じていたのに、現場の代表者がそれに反したことが立証できれば別ですが、よほどのことがない限り法人罰を免れることはできません。たとえ現場を見ていなくても、知らなかったという言い訳は通用しません。よって①の答えは×です。

下請の責任の重さも十分に認識されていないように思います。元請に言われたとおりにやっていたら問題ない。事故が起こっても責任は問われない。そう考

えるのは大きな誤りで、②の答えも×です。事故が起こった場合、直接作業に手を下していない元請が責任を問われないことはあっても、下請が責任を負わずに済むことはあり得ません。

元請に罪が及ぶとすれば教唆や共謀罪ですが、元請は危険な作業を無理強いしても、そのことを日誌や指示書には絶対書きません。教唆の罪に問われるとすれば、周りの人が「いつも『早くやれ。安全なんかいいからやれ』って言ってました」というふうに証言したケースです。しかし、これはレアなケースです。元請に指示された作業が危険だと思えば、黙って従うのでは

事故の恐れがある場合はそのことを はつきりと指摘すべき。

なく、どれほど危険であるか指摘すべきです。それでもやれと言われたら「私はやりたくありませんが、どうしてもというのなら」と、大きな声で意思表示をし、できればメモしておくことです。無理にやらされたことを証明できれば罪は軽くなると思います。

間違っても「そうですね。やりましょう」とは言わないことです。危険な作業と知りながら同意して事故が起きたら、下請は法令違反の罪になります。この点は十分な注意が必要です。

「言われたとおりにやると事故が起こるかもしれませんよ。その場合、元請さんが100%責任を取ってもらえますか」と、元請との関係がギクシャクしない程度にプレッシャーをかけることです。

刑事罰は免れても民事で損害賠償請求されることもあり、安全管理面で合法であり、かつ民事訴訟になったとき賠償額が少なくなるよう、会社が有利な立場であるために、労働安全衛生法の解説書を一度は読んでおくことです。

元請と下請の関係、こんなふうになってはいませんか？

安全管理のしくみと書類、記録を十分作成しておけば大丈夫だ!!

こんなところで事故は起こらないだろう

元請 (大手ゼネコン)

元請 (地元ゼネコン)

下請

元請の言うとおりにやっていたら責任を逃れられるぞ!

労働安全衛生法上の元請・下請の関係

「……してはならない」「……しなければならぬ」義務者は「事業者」である。「事業者」とは、「事業を行うもので、労働者を使用するものをいう」(法第2条) 従って、一般的にはその作業を行う職人を雇っている下請会社が事業者。 法の上では元請と下請とは別個の法人。 元請が法の上で、義務を課されている事項は限られている。 安全衛生規則第635条～第664条(根拠の法条文は第30条～第32条) 中身:協議組織の設置と運営、作業間の連絡と調整、作業場所の巡視、教育に対する指導と援助、警報の統一などで、事故があった時実質的な意味を持つのは、例えば、型枠支保工の措置、物品揚卸口の措置(開口部)、足場の措置など。 しかも、足場の設置などの実質的な義務は、下請も合わせて負う。 従って、一旦事故があれば安全衛生法の上では、元請の責任が問われないことはあっても、当該下請の責任は免れない。 安全の観点から言えば、下請は元請に同等以上の立場でものを言うべきである。 (例) 下水道工事で掘削作業中に土止めをしないで事故が起こった場合、直接の責任は下請が負うが、元請がそれでもやれと指示した場合は元請は教唆又は共謀となる。

職長は事業者の代行であり、 個々の作業を監督する 作業主任者とは立場が違う。

労働安全衛生法が正確に理解されていないと感じることの一つに、作業主任者制度があります。建設現場では、足場の組み立て、深さ2メートル以上の掘削、土留めなど一定の作業について、資格を有する者の中から作業主任者を選任することになっています。そのことは認識していても、職長と作業主任者を混同しているのです。

じつている中で安全を確保するために、個々の作業について最もよく知っている経験者がリーダーとなり、常に作業を見ていなければならない。だから作業主任者制度が設けられているわけで、事業者の代行として工事を全体を見る職長とは立場が違います。

も監視することができません。3〜4人しかいない現場であれば目が届きますから、職長が作業主任者になっても構いませんが、「職長だから作業主任者になる」という決め方は危険です。資格があればそれでよしとせず、その中から誰を選任し法定の職務を行わせているかが問題です。

労働基準監督官は査察の際、必ず作業主任者をチェックします。重要なのは「常に」ということです。職長が有資格者であったとしても、個々の作業をいつ

資格を持つていても不在では無意味。 重要なのは常に監視できることです。

ある人の誰が作業主任者としての職務を果たしているのかです。作業主任者に限らず、何でも書類にしておけば安全管理の姿勢を評価してもらえらると思っていないでしょうか。監督官は評価するどころか、むしろ書類の多さにうんざりします。とにかく書類を作っておけばいいという意識を改めなければ本当の安全管理はできません。無駄な書類の多さを見てみると、森の中に迷い込んで、安全管理の本質を見失っているように感じます。

安全協議会もそうです。1カ月間の大まかな方針を決める安全協議会には、これから現場に入ってくる業者が加わっていないければならないのに、議事録を見ると過去の業者だけで構成されていることがあります。これでは安全について話し合う場になりません。

形式的名義もそうです。1

安全協議会は設置と定期開催を義務付けています。しかし、細かな内容については規定していないので、その目的をきちんと理解せずに形だけで開催しているところが目に付きます。会を開くからには中身のあるものにしていただきたいと思えます。

職長と作業主任者の役割の違い

- 職長 職長教育修了者から選任され、現場における作業全体について、労働者を直接指導・監督する。
- 作業主任者 作業主任者技能講習修了者から選任され、労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるもの(足場の組立作業、地山の掘削作業、高圧室内作業等)について、労働者の指揮その他を行う。

※ 職長の資格と作業主任者の資格とは内容が異なるので、どちらかの資格だけで兼ねることはできないが、両方の資格を持った人は兼ねることができる。

形式的な書類主義や見せかけの安全管理は意味がない

- × いい加減な安全管理をしている。事故が発生すれば書類送検されるだろう。
- ▲ 書類はいくらあっても、肝心なものや記録がなかったりする。必要なものがなければ法令違反になる。
- 「安全・安全とうるさい!」と思われる企業群である。書類は立派で問題ないものの事故は減らない。なぜなら肝心なポイントを目で見て直接指導することが少ないからである。
- ◎ 目指すべき現場の安全体制づくりである。

(資料提供: 中村秀樹)

その日の作業に不要な情報が
掲示板に書かれていたら
安全管理の意識が低いと見られる。

作業内容の変化に合わせた掲示で なければメッセージが伝わらない。

現場査察はよほどのことがない限り、1現場1回なので、監督は安全管理の断面しか見ることができません。そういう中で、安全管理の実態をよく映す鏡として注目するのが掲示板です。

すでに躯体が立ち上がっている現場で地山の掘削作業主任者の名前が残っていたり、まだ基礎工事中なのに足場の作業主任者の名前が書いてあったりすると、私の場合、安全管理のあり方に疑問符が付きます。作業主任者の名前を羅列している現場で、その理由を尋ねたことがあります。答えはこうでした。

「工事が始まった段階で名前が分かっているので、最初に書いています。支店のパトロールでは、掲示板にすべて書いてあると受けがいいんです」
確かに規則では「作業主任者を選任した時は氏名、職務を見やすい箇所に掲示する等により、関係労働者に周知させなければならぬ」となっています。しかし、その趣旨は掲示することにあるのではなく、周知することです。個人的な意見ですが、作

当日の作業がない場合は、「該当作業無し」などと書いておき、作業主任者の名前を消すことで、安全管理の意識が高まることにつながる。(写真提供:片寄茂夫)



**型わく支保工の組立て等
作業主任者の職務**

1. 作業の方法を決定し、直接指揮すること。
2. 材料の欠損、破損、劣化及び工具の故障等を取り除くこと。
3. 作業中の安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

作業主任者名 別紙

**有機溶剤
作業主任者の職務**

業内容が日々変化していく建設現場では、その変化に合わせて、必要なものを必要な時に書き込み、該当作業が終わったら消すというメリハリをつけたほうがいいと思います。

掲示板にその日の作業主任者名だけ書いてあり、終了している作業については作業終了と書かれていることがあります。私が監督官だったとき、そういう現場に行くと、きちんと安全管理ができていない会社だと思えますが、その日の作業には必要のない情報が書かれていると、安全管理の意識が低いのではないかと疑わざるを得ません。

誰がこの作業の責任者なのかをみんなに知ってもらい、安全意識を高めてもらうためです。周知徹底させるという意味では、作業前の体操が終わった後「今日は俺が作業主任者だからね」と伝える方が確実で、そんなふうにしていけば掲示する必要もないと言っているくらいです。

してもらっている会社がありました。これは非常に分かりやすい方法です。ぜひ参考になさってください。

「開口部」と「安全帯使用」の表示がしてある現場がありました。安全帯を使えば入っていないという意味だとしても、ロープがた

欧米の安全工夫 日本ではセーフ？アウト？

欧米諸国の工事現場ではアツと驚くような簡素な安全管理が行われている。経費が安上がりという点で魅力的なのだが、その工夫は安全規制の厳しい日本でも通用するのだろうか。セーフか、アウトか、4つの事例を判断していただいた。

● 作業用竹馬 (アメリカ)



Q 身長が70センチほど伸びて作業ができる道具で、天井など足場が必要な場所に簡単に移動できる。この道具は日本で作業に使うことができるだろうか。実際、この道具を履いてみると、ロボットのように動けるようだ。

A 「これが、労働安全衛生法（以下は単に法）に抵触するかどうか」という質問であれば、脚立でもないし、足場でもないから法規制の対象外でしょう。ただし、もし、床から足までの高さが2メートルを超えたら法違反となります。日本では「高さが2メートル以上の箇所で作業をする場合は足場等により作業床を設けなければならない」という法の定めがあるからです。

セーフ

● はしごを工夫して足場に (アメリカ)



Q はしごをブラケットを組み合わせて壁周りの足場に利用している。身近にある道具をうまく組み合わせており、安全帯も使用している。これなら日本でも使えそうだが。

A 写真を見ると、作業地点の高さが2メートルを超えているようです。この場合、法の「墜落防止の手すり等を設けなければならない」(第519条第1項)「手すり等を設けることが著しく困難なとき、または作業の必要上、臨時に取り外すときは防網を張るか、安全帯を使用しなければならない」(同条第2項)が適用され、手すりを設けることが物理的に困難とは思えません。安全帯を使用している法律違反になりそうです。

アウト

● 大きな脚立で作業 (フランス)



Q 日本なら、ローリングキャスターで移動式足場を組んで行うような作業を、大きな脚立に乗ってやっている。2メートル以上の高さで作業しているようなので、日本では法に抵触しそうだが。

A 手すり等の問題がクリアできないようにも思えますが、上から3段目の踏み面に足を乗せて作業しています。高さ75センチの位置に手すり代わりにものがあると考えられれば、条件付きで作業可能となることもありそうです。

条件付きでセーフ

● コンクリートバケットに乗って操作 (ドイツ)



Q コンクリート打設用のバケットに人が乗る作業床が付いている。空中でのバケット操作を可能にするための工夫だろう。腕に自信があるにせよ、用途外使用であり、日本では認めてもらえないのではないか。

A 基本的にはクレーンの搭乗制限に触れる問題です。作業の性質上、やむを得ない場合は例外規定が適用されますが、写真を見る限り、それは難しそうです。そもそも人を宙吊りにして作業させることは危険だという認識が必要でしょう。安易に例外を認めることはないと思われます。

アウト

(写真提供:中村秀樹)

「安全帯は必要なとき、必要な人にだけの精神」が基本。着装の意味を再認識する。

現場に行くと、誰もが安全帯を付けているのによく見かけます。高い所に登らない人も安全帯を付けて作業しているのです。安全に十分な配慮をしていることをアピールしているように見えて、単なるパフォーマンスになっっているような印象を受けます。

好意的に解釈すれば、いつも万全の備えをしておこうということなのでしょう。しかし、高所でも地上でも安全帯を付けて作業していると、いつしか安全帯着装の意味を忘れてしまうのが人間の悲しい性です。意味を認識せずに作業していると、適切な安全帯の着装がおろそかになり、落下事故を起こすかもしれません。

昔は安全帯が必要な人だけが付けていました。いつも付けているわけではないので、安全帯

を付けるときは、これから危険な場所での作業するのだという緊張感が生まれたものです。危険性を意識するからしっかりと安全帯を付けます。安全確保のためには昔のやりの方が確実です。

どんな作業であろうと安全帯を付けさせておくのは、むしろ危険を招くことになりません。必要なとき、必要な人にだけ付けさせ、きちんと着装させるように指導すべきです。

KY活動も本来の役割を果たしていない現場が多く、こんなKY活動ならやらなくていい、すぐ作業を始めたらどうかと皮肉を言いたくなることすらあります。

KY活動は法律で決められているわけではありませんが、危険を予知することが大事だというところで建設業界は熱心に行っ

ています。それでも事故がなくならないのは不十分な点があるからです。

重機を使う現場でいえば、重機をトラックから降ろすときの事故がたくさん発生しています。きちんとした道板がなかったりで、短い角材を道板代わりに使ったために傾斜が急になり、転倒してしまう。こういう事故が何度も発生しているのに未だに

なくなりません。KY活動では、バックホウに近寄ってはいけないといった注



安全帯は必要な人だけが付ける。どんな作業でも安全帯を付けさせておくのは、むしろ危険を招く。(写真提供：中村秀樹)



重機をトラックから降ろすときの事故も意外にある。写真は、掘削用機械(ドラグショベル)を4トン積みダンプ荷台に掛け渡した道板(アルミ製)上を走行させ道路面に降ろしていた際、道板が外れドラグショベルが転落した。スロープ状(約30度)に掛け渡した道板は固定されていなかった。(写真提供：片寄茂夫)

本来の役割を果たしてこそその安全対策。KY活動もあらゆる危険に目を。

5 クレーン機能付きバックホウで物を吊るには、クレーン運転の資格も必要。

重機による災害が発生すると、警察は運転者の過失の有無、業務上過失致死に当たるかどうかを調べますが、労働基準監督署は資格を持っている人が運転していたかどうかを見ます。過失があるなしにかかわらず、資格のない人が運転していたのであれば、そういう人に運転させていた現場の責任者、それを許していた会社の責任を問います。

ここで注意したいのは、クレーン機能付きのバックホウです。クレーン機能付きであってもバックホウとして使うのであれば問題ありませんが、クレーンの機能を使う場合にはクレーン運転の資格が必要です。それを知らずに、バックホウの資格しか持っていない人が物を吊って事故を起こすと、労働安全衛生法違反になります。

クレーンとバックホウどちらかの資格を持っていれば、両方も運転ができるかと誤解しているケースを時折見かけますが、資格上は別扱いです。両方の資格が必要なことを知っていても、ほんの少しだからと安易に考え



重機による事故は後を絶たない。写真は、個人住宅の建築工事において、トラックの荷台から12トンホイールクレーンで型枠材を現場内過負荷防止装置を無効に搬入する作業中、定格荷重を超える単管(重量約980キロ)を吊り上げたため、ホイールクレーンが転倒したものの。(写真提供：片寄茂夫)



バケットにフックを溶接したバックホウ。このような用途外使用が行われると、大きな事故を招く恐れがある。(写真提供：片寄茂夫)

重機の用途外使用も要注意。すべての条文をクリアしていないと法令違反。

て、クレーンの資格を持っている人を呼ぶ手間を惜しんではい

ないでしょうか。クレーンを使うときに重要なのは定格荷重に見合う物を吊ることですが、バックホウの資格しかない人に定格荷重の見極め

ができるかどうか疑問です。機能に応じた教育を受けていないのは危険だということを肝に銘じていただきたいと思えます。重機の点検・補修も要注意です。ある現場でこんなことがあり

ました。年次点検の書類を見ると、補修箇所と不具合状況について記載されているのに、補修年月日を書かれていない。こういうものを交換しましたという記載もない。補修にはお金がかかり

ますから、業者は依頼された点検だけ行って持ってきていたわけです。有資格者が運転していても、重機の補修を怠っていて事故が発生した場合

は民事責任を問われることになり、年次点検に出したらきちんと書類をチェ

ックし、補修箇所が指摘されてい

れば補修を依頼しなければなりません。不具合があれば直して

くれると思えば直さず。重機の用途外使用も気になります。重機

意はしていますが、トラックから降ろすときの注意はしていないようです。バックホウ本来の作業ではないから目が向かないのでしよう。しかし、危険が予想されることに変わりはなく、初めから最後まですべての作業に目を配り、どんな危険があるのかを教えて注意を促してこそ、KY活動の効果が出てきます。

インターネットのYouTubeに、重機の事故の動画がたくさんアップされているのをご存じでしょうか。いろんな事故の一部始終が記録されていて、なぜそういう事故が起こったのかがよく分かります。絶好の教育素材があるので、ク

れん作業をする日にはクレーンの転倒事故の動画を見せるというふうにすれば、口を酸っぱくして注意するよりもはるかに効果的です。どういうことをすると危険なのか理解でき、生々しい事故の様子を見ることで気持ちが引き締まるでしょう。プロ野球の名将、野村克也さんの言葉「勝ちに不思議の勝ちあり、負けに不思議の負けなし」は建設現場にも当てはまります。安全対策に不備があっても運よく無事故で終わることはありますが、不備があれば事故が起こる確率は高いのです。細かいところまで配慮して十分な安全対策をしていれば、九分九厘の確率で事故を防ぐことができると思います。

ます。昔、バックホウにフックを溶接して使っていて、その溶接が外れて事故を起こしたケースがありました。今ではクレーン機能付きバックホウがあるのですが、こういう改造はめったに見られませんが、さまざまな形で用途外使用が行われています。用途外使用についてはいくつかの条文があり、監督官はそれらをすべてクリアしているかどうかチェックします。

用途外使用を厳しくチェックするの、それが事故につながる恐れがあるからです。監督官は今後予想される危険に目を向けます。これから足場をどんどん

高くしていくと墜落災害の危険が増す、それに対してどういう安全管理を考えているのか。そういうことを査察のポイントにします。監督官が査察に来たら安全管理について教わるチャンスです。迷惑がらずに喜んで受け入れてください。何か指摘されたら、ただで教えてもらえてありがたいと思えばいいのです。監督官にも安全管理の本質を伝えたいという意欲があります。日頃の疑問を積極的にぶつけてみることで